

宮城県公報

行 県
宮 城
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

企 業 局

○企業局組織規程の一部を改正する管理規程	一
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程	二
○管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する管理規程	三
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程	三
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程	四
○企業局工事施行規程の一部を改正する管理規程	五
○企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程	六
○企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する管理規程	六

ページ

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第六号
企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
令和三年三月三十一日

企業局組織規程の一部を改正する管理規程

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
第七条の二に次の一項を加える。

3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。
第九条第六項中「広域水道事務所に」の下に「総括次長、総括技術次長、」を加え、同条第七項中「仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所に」の下に「総括技術次長及び」を加える。

第九条の二第四項中「下水道事務所に」の下に「総括次長、総括技術次長、」を加える。
第十一条第一項の表次長の項中「次長」を「副局長」に、

課長補佐	課	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、課の一部の事務を整理し、課長を補佐するものとする。
技術補佐	課	上司の命を受け、課の専門的技術に関し、課長を補佐する。ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、課の一部の専門的技術に関し、課長を補佐するものとする。

を

総括課長補佐	課	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。
総括技術補佐	課	上司の命を受け、課の専門的技術に関し、課長を補佐する。
課長補佐	課	上司の命を受け、課の一部の事務を整理し、課長を補佐する。
技術補佐	課	上司の命を受け、課の一部の専門的技術に関し、課長を補佐する。

に

主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。
------	---

を

主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。
技術主任主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。

に

改める。

第十二条第三項中

次長	上司の命を受け、地方機関または出先機関の事務を掌理し、地方機関または出先機関の長を補佐する。ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機関または出先機関の一部の事務を整理し、地方機関または出先機関の長を補佐するものとする。
技術次長	上司の命を受け、地方機関または出先機関の専門的技術に関し、地方機関または出先機関の長を補佐する。ただし、総括担当を命ぜられた者以

を

外の者は、地方機関または出先機関の一部の専門的技術に関し、地方機関または出先機関の長を補佐するものとする。

総括次長	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長又は出先機関の長を補佐するものとする。
総括技術次長	上司の命を受け、地方機関又は出先機関の専門的技術に関し、地方機関の長又は出先機関の長を補佐するものとする。
次長	上司の命を受け、地方機関又は出先機関の一部の事務を整理し、地方機関又は出先機関の長を補佐する。
技術次長	上司の命を受け、地方機関又は出先機関の一部の専門的技術に関し、地方機関又は出先機関の長を補佐する。

改め、同条第四項中「技監」を「理事、技監」に改める。

附 則

この管理規程は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第七号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「本局の次長」を「副局長」に、「総括担当を命ぜられた課長補佐（以下「課長補佐（総括担当）」という。）を「総括課長補佐」に、「複数の課長補佐（総括担当）」を「複数の総括課長補佐」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同条第三項中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同条第五項中「次長、班長」を「総括次長、次長及び班長」に改める。

第五条第二項中「次長」を「副局長」に改め、第三項から第六項までの規定中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、第七項中「総括担当を命ぜられた次長（以下この項において「次長（総括担当）」という。）を「総括次長」に、「次長（総括担当）」を「総括次長」に改める。附則に次の一項を加える。

3 (新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇の承認についての専決の特例)
新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十

に

年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に係る特別休暇の承認に関して、別表第二局長の項第一号ツ、副局長の項ホ、各課長の項第一号へ、各総括課長補佐の項第一号ロ及び各所長の項第一号ホの規定の適用については、当分の間、別表第二局長の項第一号ツ中「及び第十六号から第三十号まで」とあるのは、「第十六号から第三十号まで及び第三十三号（新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）」と、同表副局長の項ホ、各課長の項第一号へ、各総括課長補佐の項第一号ロ及び各所長の項第一号ホ中「及び第十六号から第三十号まで」とあるのは、「第十六号から第三十号まで及び第三十三号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）」とする。別表第二局長の項第一号ハ中「本局の次長」を「副局長」に改め、同号ニ中「並びに本局の次長及び」を「及び副局長又は」に、「チ及びレ」を「リ、ネ及びナ」に改め、同号ホ中「以下この号」を「レ及びラ」に、「本局の次長」を「副局長」に改め、同号中ソを削り、同号レ中「本局の次長」を「副局長」に、「第一条第一号から第六号まで及び第七号（局長が別に定めるものに限る。）」を「第一条各号」に改め、同号中レをソとし、同号タ中「本局の次長」を「副局長」に改め、同号中タをレとし、同号ヨ中「本局の次長及び」を「副局長又は」に改め、同号中ヨをタとし、同号カ中「本局の次長及び」を「副局長又は」に改め、同号中カをヨとし、同号ワ中「本局の次長及び」を「副局長又は」に改め、同号中ワをカとし、同号エ中「本局の次長及び」を「副局長又は」に改め、同号中エをワとし、同号オ中「本局の次長及び」を「副局長又は」に改め、同号中オをエとし、同号カ中「及び副局長又は」に改め、同号中カをオとし、同号チ中「及び副局長又は」に改め、同号中チをカとし、同号ト中「本局の次長」を「副局長」に改め、同号中トへ及びトをト及びチとし、ホの次に次のように加える。

へ 局長に相当する職にある職員及び副局長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）の時差勤務時間及び夏季における勤務時間の特例に係る勤務時間の割振り

第一号ツ中「本局の次長」を「副局長」に、「第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改め、同号ネ中「本局の次長及び」を「及び副局長又は」に、「ワ、次長」を「ネ、副局長」に改め、同号ナ中「本局の次長及び」を「及び副局長又は」に改め、同号ラ及びム中「本局の次長」を「副局長」に改め、同号中ウからクまでをキからヤまでとし、ムの次に次のように加える。

ウ 局長に相当する職にある職員及び副局長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認

別表第二次長の項中「次長」を「副局長」に改め、同項又中「の職にある職員」の休日の代休日の指定」を「に相当する職にある職員及び副局長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認」に改め、同項中ヌをルとし、同項リ中「第一条第一号から第六号まで及び第七号（局長が別に定めるものに限る。）を「第一条各号」に改め、同項中リをヌとし、ホからチまでをへからリまでとし、同項ニ中「、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改め、同項中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 本局の課長の職にある職員の時差勤務時間及び夏季における勤務時間の特例に係る勤務時間の割振り

別表第二各課長の項第一号ロ中「課長補佐（総括担当）」の職又は総括担当を命ぜられた技術補佐（以下「技術補佐（総括担当）」という。）を「総括課長補佐の職又は総括技術補佐」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 課員の時差勤務時間及び夏季における勤務時間の特例に係る勤務時間の割振り

同項第一号へ中「課長補佐（総括担当）」の職又は技術補佐（総括担当）」を「総括課長補佐の職又は総括技術補佐」に、「第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改め、同号チ、ヌ及びヲ中「課長補佐（総括担当）」の職又は技術補佐（総括担当）」を「総括課長補佐の職又は総括技術補佐」に改め、同項第十号中「各課長補佐（総括担当）」を「各総括課長補佐」に改め、同項第十二号中「第十一号ホ」を「第十三号ホ」に改め、同項第十三号中「各課長補佐（総括担当）」を「各総括課長補佐」に改める。

別表第二公営事業課長の項第一号ハ中「次長」を「副局長」に改め、同号ニ中「第一条第一号から第六号まで及び第七号（局長が別に定めるものに限る。）を「第一条各号」に、「次長」を「副局長」に改め、同号中ソをツとし、ツの次に次のように加える。

ネ 第三条第二項の規定による課長が指定する事務の承認

別表第二公営事業課長の項中レをソとし、同号タ中「本局の次長」を「副局長」に改め、同号中タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、同号ワ中「次長」を「副局長」に改め、へからヲをトからワとし、同号ホ中「各課長補佐（総括担当）」を「各総括課長補佐」に改め、同号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 本局及び地方機関に所属する職員が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認（局長及び副局長の専決に係るものを除く。）

別表第二公営事業課長の項第四号中チをリとし、ロからトまでをハからチまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 取得価格又は取得時の評価額が一件千円未満の物品の貸付け又は管理委託の決定

別表第二各課長補佐（総括担当）」の項中「各課長補佐（総括担当）」を「各総括課長補佐」に改め、同号イ中「課長補佐（総括担当）」の職又は技術補佐（総括担当）」を「総括課長補佐の職又は総括技術補佐」に改め、同号ロ中「第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改め、同号ハからホまでの規定中「課長補佐（総括担当）」の職又は技術補佐（総括担当）」を「総括課長補佐の職又は総括技術補佐」に改め、同号へ中「本局の次長」を「副局長」に、「所属の課長補佐」を「所属の総括課長補佐」に改める。

別表第二各所長の項第一号中ルをヲとし、ホからヌまでをへからルまでとし、同号ニ中「、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号まで」を「及び第十六号から第三十号まで」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 所長の職にある職員及び所員の時差勤務時間及び夏季における勤務時間の特例に係る勤務時間の割振り

別表第三中「課長補佐」を「総括課長補佐」に改める。

附 則

この管理規程は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第八号

管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する管理規程

管理者の職務を行う職員を指定する規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二号中「企業局次長（技術担当を命ぜられた次長を除く。）を「企業局副局長（技術担当を命ぜられた副局長を除く。）」に改める。

附 則

この管理規程は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第九号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。
 第五条第一項の表本局の項中「次長」を「副局長」に、「課長補佐」を「総括課長補佐」に改め、
 同表地方機関の項中「次長」を「総括次長」に改める。

附則

この管理規程は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻井雅之

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「公営事業課長補佐（総括担当を命ぜられた者）」を「公営事業課総括課長補佐」に、

「次長（次長を置かない地方公所）については、庶務を担当する班長（）」を「総括次長」に改め、同条

第四項中「公営事業課長補佐」を「公営事業課総括課長補佐」に改め、同条第五項中「次長（次長を

置かない地方公所）については、庶務を担当する班長（）」を「総括次長」に改める。

第二十四条中「翌日」を「翌営業日」に改める。

第三十七条中「支払完了後七日」の下に「（支払い完了等の日から七日目に当たる日が休日等であるときは、六日に当該休日等から当該休日等後の最初の日（休日等を除く。）までの日数を加えた日）」

を加える。

第百五十五条中「発令の日から七日以内」を「後任者が発令後速やかに業務を行えるよう」、「に

改め、「後任者に」を削る。

附則第五項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（附則第一條

の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症）」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ

イルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するこ

とが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

別表第一勘定科目表収益勘定(1)の表中

「	受託工事収益	給水収益、受託工事収益以外の収益で通常発	を
「	その他営業収益	生する収益	」
「	受託工事収益		」

「	繰延運収 権対価取 得収益	繰延運収 権対価取 得収益	地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令 第73号。以下「施行規則」という。）第21条 の2第2項の規定による償却額	」
「	運営権者 更新投資 収益	運営権者更新 投資	給水収益、受託工事収益、繰延運収権対価取 得収益、運営権者更新投資収益以外の収益で通常 発生する収益	」
「	その他営業 収益			」

「	長期前受金戻 入	地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令 第73号。以下「施行規則」という。）第21条 第2項又は第3項のうち営業外収益として整理する もの	を
「	長期前受金戻 入	施行規則第21条第2項又は第3項の規定によ り償却した長期前受金の額のうち営業外収益 として整理するもの	別表第一勘定科目表収

「	受託工事収益	受託工事収益	管理運営負担金、受託工事収益以外の収益で 通常発生する収益	を
「	繰延運収 権対価取 得収益	繰延運収 権対価取 得収益		」
「	運営権者 更新投資 収益	運営権者更新 投資		」
「	その他営業 収益			」

企業局工事施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局工事施行規程の一部を改正する管理規程

企業局工事施行規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第四条の表公営事業課長の項中「副参事」を「総括課長補佐」に、同表地方機関の長の項中「次長」を「総括次長」に改める。

附 則

この管理規程は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十二号

企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の修学部分休業に関する規程（平成十七年宮城県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「次長」を「副局長」に、「課長」を「総括課長補佐」に改める。

附 則

この管理規程は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十三号

企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する管理規程

企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項中「次長」を「副局長」に改め、同表四の項中「第十一条第一項の表に掲げる」の下に「総括課長補佐、総括技術補佐」を、「同条第三項の表に掲げる」の下に「総括次長、総括技

術次長、」を加え、同表五の項中「主任主査」の下に「、技術主任主査」を加える。

第三条の表二の項中「次長」を「副局長」に改める。

附 則

この管理規程は、令和三年四月一日から施行する。